

コイヘルペスウイルス病への対応について

- ・昨年11月に我が国で初めて確認されてから、37都道府県で感染魚が確認。
- ・コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の助言を踏まえ、綿密な監視を行い感染コイの早期発見とまん延防止措置の確実な実施により対応。

1 最近の状況

(1) 各都道府県の状況

コイヘルペスウイルス (KHV) 病については、昨年11月に我が国で初めて確認されてから、7月21日に確認された秋田県(個人池)まで37都道府県(7月21日現在)で感染魚が確認され、処分、持ち出し禁止等のまん延防止措置がとられている。

このうち、今春以降7月21日現在(確定診断)では35都道府県。

(2) 霞ヶ浦の状況

茨城県は、3月30日までに、霞ヶ浦・北浦のすべての養殖コイ2,467トンの焼却処分を終了。

2 農林水産省の対応状況

(1) これまでに6回開催した KHV 病に関する技術検討会の助言を踏まえて、特に春期から秋期は、KHV が活発化する水温にある水域が多いことから、可能な限り綿密な監視を行い、感染コイの早期発見とまん延防止措置の確実な実施に努めているところである。

具体的には、

- ① 各都道府県ごとに作成している KHV 病の監視のための地域区分を活用して KHV 病の汚染の可能性の高い地域を重点に計画的に監視を実施するとともに、都道府県から KHV 病を疑うコイの情報の有無について、毎週の報告を求める(3月16日付通知)。
- ② KHV 病の発生が確認された養殖場については、持続的養殖生産確保法に基づく養殖コイの処分、施設の消毒等再発及びまん延防止のための確実な措置を講じる。
- ③ KHV 病の発生が確認された天然水域については、コイの持ち出し禁止等まん延防止のための必要な措置を講じるとともに、既に KHV 病が相当広範囲に確認されていることに鑑み、これまでに KHV 病が確認されていない水域においても、監視体制の強化に努める。
- ④ 今春以降の多くの川や湖、公園の池などにおける KHV 病感染拡大には、一般の釣り人やコイ飼育者が、感染に気づかないまま感染コイを他の水域に持ち出し、放流することが大きな要因として考えられるため、一般の釣り人やコイ飼育者などへの啓発の強化に努める。

(2) また、今後の対策を進める上で、KHV 病についての研究を進めることが、基本的に重要であることから、農林水産省としては、(独)水産総合研究センターを中心として、産・学・官の協力を図りつつ、ワクチン開発を含め、同病の診断、防疫技術等の研究・開発を推進している。

1 コイヘルペスウイルス (KHV) 病とは

KHV(Koi herpesvirus)と呼ばれるウイルスによるコイ特有の病気。コイ以外の魚は感染しない。また、人に感染することはないため、仮に感染したコイの肉を摂取しても人体に影響はない。

これまでイスラエル、英国、ドイツ、オランダ、ベルギー、米国、インドネシア等で発生していたが、我が国での発生はなかった。

本病は、持続的養殖生産確保法の特定疾病に指定されており、発生した場合には、同法に基づくまん延防止措置(移動制限、焼却等)の対象となる。

2 これまでの経緯

- (1) 昨年、10月中旬頃から、茨城県の霞ヶ浦において、コイの大量死が見られたため、茨城県内水面試験場において、原因について調査していたところ、10月31日、(独)水産総合研究センター養殖研究所に依頼した検査により、KHVの陽性反応がみられた。
- (2) 11月1日に農林水産省と茨城県が行った現地調査により、KHV 病の可能性が高いと判断されるに至ったため、11月2日、その旨の発表を行うとともに、全国の都道府県に対し、KHV 病の早期発見と必要なまん延防止措置をとるよう要請した。
- (3) 各都道府県において、コイ養殖場の調査、市民への呼びかけ等を行った結果、現在までに、茨城県を含め37都道府県(7月21日現在)で罹患魚が発見され、焼却処分等所要のまん延防止措置がとられている。
- (4) また、農林水産省は、今後のまん延防止措置等について検討するため、専門家による技術検討会を開催するとともに、各都道府県による KHV 病の調査や持続的養殖生産確保法に基づく感染コイの処分命令が的確に行われるよう都道府県に対する従来の助成措置を大幅に拡充する措置を講じたところである。(コイヘルペスウイルス病まん延防止事業 1,764百万円(平成15年度補正予算ほか))